○経済産業省
環境省
国土交通省告示第四十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年五月十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年九月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－26	前田製作所　MDT　30E41	TCD61L6	株式会社前田製作所	長野県長野市篠ノ井御幣川1095

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第五十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年五月二十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年九月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1021	松元機工　MCBH　11	V2203－EDM	松元機工株式会社	鹿児島県南九州市頴娃町牧之内9325番地

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第五十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年五月二十三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年九月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1022	クボタ　WRH1000	V3800－DI－T－KDP	株式会社クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第五十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年五月二十五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年九月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1023	特定特殊自動車の車名及び型式　コマツ　M273	特定原動機の型式　SAA4D95LE－5－C	届出事業者の氏名又は名称　株式会社小松製作所	届出事業者の住所　東京都港区赤坂二丁目3番6号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第五十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年五月二十五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年九月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1024	キャタピラー　914　G2	KDP－C4.4	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第五十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき、コベルコ建機株式会社から、届出事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年九月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

1．変更する届出事業者の住所

旧

広島県広島市佐伯区五日市港二丁目2番1号　広島県広島市安佐南区祇園三丁目12番4号

2．変更年月日

平成24年4月1日

○国土交通省告示第十七号

次の表の上欄に掲げる港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾（同法附則第三十一項の規定により国際戦略港湾とみなされる国際拠点港湾を含み、同法第四十三条の十一第二項の規定による二以上の国際戦略港湾の指定があった場合にあっては、当該二以上の国際戦略港湾。以下同じ。）における同法附則第二十項の規定による埠頭群の区分及び当該埠頭群の区分に係る同項第四号の規定による区域を、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり指定したので、同法附則第二十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

国際戦略港湾	港湾法附則第二十項の規定による埠頭群の区分	港湾法附則第二十項第四号の規定による区域
京浜	港湾管理者が東京都である埠頭群	東京都が定めた港湾計画における効率的な運営を特に促進する区域から港湾管理者が東京都である埠頭群の区域を除いた区域
	港湾管理者が横浜市である埠頭群	横浜市が定めた港湾計画における効率的な運営を特に促進する区域から港湾管理者が横浜市である埠頭群の区域を除いた区域
	港湾管理者が川崎市である埠頭群	川崎市が定めた港湾計画における効率的な運営を特に促進する区域から港湾管理者が川崎市である埠頭群の区域を除いた区域